

6次申請第1回補正に対するコメントへの対応状況

No.	コメント内容	コメント回答
2598	1120-全般1 (許可(安全機能一覧)との整合性) ・ウラン回収設備(第1系列)のp366粉末受けホッパーの「取り扱う核燃料物質の状態」について。 許可(安全機能一覧)では、U3O8粉末のみ記載されているが、本申請では、「(UO4粉末)」が追加されている。経緯を説明すること。	異常状態も考慮し、取り扱うウランの形態を事業許可安全機能一覧並びに加工設備本体の構造及び設備に記載されている核燃料物質の状態を記載しています。 (本設備の上流設備(仮焼炉)ではUO4粉末を熱分解し、U3O8粉末をとする操作が主目的であるが、熱分解不良によりUO4粉末が未反応で本設備に流入する異常状態を考慮したものです)
2599	1120-全般2 付属建物除染室・分析室(仕様表P1505)について、資料の中で名称の整理がされていない。P75の申請一覧だと「付属建物 除染室・分析室」、仕様表だと「付属建物 除染室・分析室(鉄扉新設)」。仕様表の括弧書きはあくまで今回の変更内容であり、許可申請書との整合も踏まえると不要では。記載を合わせることを。	鉄扉(SD-220)を除く「除染室・分析室」については、四次申請で申請済みです。六次申請では、四次申請で「次回以降申請」としていた鉄扉(SD-220)を申請範囲としているため、仕様表の標題は鉄扉(SD-220)のみ申請であることをわかりやすくするために、表題に「鉄扉新設」を追記したものです。 申請対象名称が事業許可と一致するように「鉄扉」を削除します。あわせて、六次申請範囲である鉄扉の安全機構を再確認し、「刈り取りの仕様表」の記載を適正化します。
2600	1120-全般3 付属建物除染室・分析室(仕様表P1505)について、仕様表では変更内容の中で「既存シャッタは残置する」としているが、申請一覧P75・76の※2を確認すると「既存シャッタを撤去」と記載している。整合を合わせることを。上記を踏まえて技術基準の適合性や工事の方法等が正しいか見直してください。	P76の※2を見直し、仕様表の記載内容にあわせて。
2601	1120-全般4 1付属建物除染室・分析室(仕様表P1505)について、4次設工認において次回以降申請するとしていた、閉じ込めや換気についてはどのように整理しているのか	4次申請の除染室・分析室の「閉じ込め」、「換気」で「次回以降申請」としていたのは、建物以外の設備である気体廃棄設備(1)です。気体廃棄設備(1)は今回申請対象です。今回申請対象であることをP62～P65に記載しています。また、先行申請の建物の仕様表で「次回以降申請」としていた設備を、どの後続申請で申請し、申請漏れがないことは、「仕様表(次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請)」(除染室・分析室の気体廃棄設備(1)については、P4384)に示しています。
2602	1120-全般5 試料回収ボックス(P85)について許可での基数「を一式」と記載しているが、「1基」が正しいのでは。安全機能一覧表では1基としている。	1基に修正します。
2603	1120-地震1 前回面談のNo.2570(1113-11)。被覆施設機器 波及的影響。 ・「隣接する高位の機器への波及的影響」の「高位」は規則等の用語に合わせ「上位」とすること。	「高位」ではなく、「上位」を使用することとします。添付説明書-設3にすでに示している波及的影響の考え方を鑑み、仕様表へ「耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的影響を生じない設計とする。」と追記します。 また、添付説明書-設3に波及的影響の考え方を示し、考慮すべき設備・機器について追記します。
2604	1120-地震2 前回面談のNo.2575(1113-16)。燃料棒貯蔵設備トラバーサ。 ・トラバーサ同様にレール上に設置された設備について転倒防止策及び評価結果を記載するとあるが、添付説明書-設3-1への転倒防止部評価結果はトラバーサのみ。トラバーサ以外で転倒防止策が必要な搬送機器はないか。 ・図へ設-50(P3363)追加した転倒防止部拡大図には代表寸法を記載のこと。	レール上に設置された設備は運搬車等がありますが、地震力に対し転倒評価の結果、転倒が生じる可能性があることから、転倒防止策が必要な設備はトラバーサのみであることを確認しています。 追加した転倒防止構造の鳥瞰図に代表寸法として縦横寸法を記載します。
2605	1120-地震3 前回面談のNo.2592(1113-33)。ダクトの耐震性に関する説明書。 -3.ダクトの設計方針 3.2解析方法 最大支持スパンの設定にあたり、今回の申請範囲は、全て「許容座屈曲げモーメント」を許容限界として定まるとして問題ないか。	「許容座屈曲げモーメント」を許容限界としているのは、鋼板ダクトです。ただし、今回の申請範囲に含まれる塩ビダクトについては発生応力に対して、許容応力を許容限界としています。 添付説明書-設3-3に上記のことを追記します。
2606	1120-地盤1 【適合性説明書】第五条 安全機能を有する施設の地盤(資料2設)。 [5.1-設1] P4534 ・9行目 放射性廃棄物の廃棄施設(……、付属建物シリンダ洗浄棟他)。「他」とは記載の建物以外にどの建物を指すのか。具体的に記載のこと。	屋外を除き適合性説明書に記載の建物以外で設置することはありませんので、「他」は削除します。
2607	1120-地盤2 ・12行目 付属建物第2及び第3核燃料倉庫、付属建物第3廃棄物倉庫の支持性能は、「添付説明書-建2-X」のどこに記載されているのか。	付属建物第2核燃料倉庫は4次申請、付属建物第3核燃料倉庫は次回以降申請ですので、その旨記載を見直します。また、付属建物第3廃棄物倉庫については「資料2建」を参照するよう記載を修正します。

2608	1120-地盤3 [5.1-設1] P4535 ・7行目「気体排ガス分解装置」は、気体廃棄設備排ガス分解装置の誤記では。又は「気体」は不要。記載名称を確認のこと	拝承。排ガス分解装置に修正します。
2609	1120-地盤4 [5.1-設1] P4535 ・8行目 屋外に設置した給気ファンのうち、(641)の給気ファンは、当該機器の仕様表(P1617)では、「成型工場の床スラブに設置する」となっているが確認のこと	拝承。他の給気ファンに合わせて仕様表の記載を修正します。
2610	1120-臨界1 (組立施設「臨界」) 修正申請で、機器配置図を正とし、ユニット寸法図の(1)と(2)の修正(4.036頁、4.037頁)有り、立体角評価結果表には修正が無いが、影響なしか？(5.063頁)	ユニット寸法図の名称の記載間違いを修正したものであり、評価に影響はありません。
2611	1120-臨界2 (許可(安全機能一覧)との整合性)(臨界) ・ウラン回収設備(第1系列)のp330沈殿槽、p334乾燥機、等の核的制限値について。 許可(安全機能一覧)では質量制限のみ記載されているが、本申請では、形状寸法制限が追加されている。 経緯を説明すること。	その他構成設備であるポンプに対し、形状寸法制限を設定したため、本申請において形状寸法制限についても申請しております。
2612	1120-臨界3 (臨界) 機器配置図とユニット配置図で共通架台の名称が異なるが、仕様書上の名称に統一できないのか。 例:p.2379では、溶出側共通架台、沈殿側共通架台(仕様書の記載と同じ)。P3714ではウラン回収工程(第2系列)共通架台2、同3。	拝承。ユニット配置図記載名称を機器配置図記載名称に合わせて、修正申請にて反映します。
2613	1120-臨界4 不純物分析設備 廃水タンク(仕様表P1992)は今回変更があるのか。不純物分析設備の変更は今回複数ユニットだけの申請だと理解している。廃水タンクはそもそも核的制限値の設定がないのでは(保安規定に基づく操作記録により放射し液体廃棄物レベル管理することを5次設工認で説明済)。	廃水タンクに設計変更はありません。 本申請対象は、廃水タンクを除く不純物分析設備(その旨記載済み)の複数ユニットに関する適合性となります。 次回以降申請とした設備を本申請にて引き継ぎ申請する仕様表において、申請範囲を下線を引き示しています。 なお、不純物分析設備の仕様表(追更1設-3(5次))の申請対象である複数ユニット[4.2-設1]に廃水タンクが含まれないことを明記します。
2614	1120-臨界5 上記と合わせて、同位体分析設備、不純物分析設備、物性測定設備、試料回収ボックスの今回の申請内容は複数ユニットの臨界と、局廃につながっている回収ボックスの閉じ込めだけという理解で良いか。	左記ご理解の通りです。 次回以降申請とした設備を本申請にて引き継ぎ申請する仕様表については、申請範囲を下線を引き示しています。
2615	1120-閉込1 (閉じ込め) ウラン回収設備(第1系列)のp334乾燥機、p342箱形乾燥機、p344乾燥トレイ用台車、p346明け替えフードボックス①。 ・p2655乾燥機の乾燥トレイと、p2663箱形乾燥機の乾燥トレイは、材料寸法が同じだが、区別しているのか。 ・上記の乾燥トレイ自体に閉じ込め機能はあるのか。(乾燥機、乾燥トレイ用台車、箱形乾燥機、明け替えフードボックス①間で、乾燥トレイを移す際に、中身のU粉末が漏れいするおそれはないか。フタの役割は。)・p513乾燥トレイ用台車 材料一覧。p514明け替えフードボックス① 材料一覧。仕様表では、構成機器に乾燥トレイは含まれていないので、記載不要ではないか。 ・p2655乾燥機、p2662箱形乾燥機のヒーターの位置が図面から読み取れない。	・ウラン回収第1系列内では、同一の乾燥トレイを使用しております。 ・乾燥トレイを移す際には、運転員がトレイに蓋をした上で持ち運ぶことにより、ウラン粉末の飛散を防止する運用としております。 ・拝承。記載を適正化致します。 ・乾燥機はドラム式乾燥機であり蒸気をドラム内に供給し加熱乾燥させる構造です。箱形乾燥機のヒーターは図1設-80に示すSUSパイプヒーターにより電気加熱乾燥させる構造です。
2616	1120-閉込2 (閉じ込め) ・p2734ウラン回収設備(第2系列)の箱形乾燥機の乾燥トレイ。フタがないのは何故か。第1系列の乾燥トレイにはフタがある。閉じ込め機能に支障は無いのか。 ・SUS容器→乾燥トレイの移し替えはどの設備で行うのか。(乾燥後の乾燥トレイ→SUS容器の移し替えは、p2732ヒュームフード(2)で行うことを確認済み。)	・ウラン回収設備(第2系列)の箱形乾燥機の乾燥トレイは、フードボックス内でのみ使用するものであり、ふたは設置していません。 ・SUS容器から乾燥トレイへの明け替え操作についてもヒュームフード(2)内で実施します。 引き出し線で扉が設置されていることが明確になるように図面に記載を追加します。
2617	1120-閉込3 ウラン回収設備(第2系列) ・p2797スクラップ仮焼炉関連。仮焼前のSUS容器→仮焼ボートの移し替え、仮焼後の仮焼ボート→SUS容器への移し替えは、どの設備で行うのか。 ・仮焼ボートにフタがないが、閉じ込め機能に支障は無いのか。 ・p2731ヒュームフード(1)は何に使う設備か。	・仮焼前のSUS容器→仮焼ボートの移し替え、仮焼後の仮焼ボート→SUS容器への移し替え操作は、図1設-115粉砕機のフード内で実施します。 ・仮焼ボートは前述の粉砕機、仮焼ボート用台車、スクラップ仮焼炉内でのみ取り扱うため、ふたは設置していません。 ・保守作業時に装置内に残留するウランを回収するために使用する設備です。
2618	1120-閉込4 ・p2408~。ADU抜出ボックスでSUS容器にU粉末を収納した後のU粉末の流れが系統図から読み取れないので、明記すること。 例:取り扱う設備や容器、設備間の移動方法、容器間の移し替え方法	・図面で読み取れるように記載内容を工夫します。 (粉末を充填したSUS容器を貯蔵施設の台車を使用し、貯蔵棚に運搬します)

2619	<p>1120-閉込5 ・p2825ウラン回収設備(第1系列)のろ液受槽pH異常IL、p2835ウラン回収設備(第2系列)のろ液受槽pH異常ILについて。 異常時(UO2(NO3)2が混入しpH低)に、第1系列は上流側でポンプを停止しているが、第2系列は下流側のポンプを閉止している。 UO2(NO3)2を下流に流さないために、下流側で統一するべきではないか。考え方を説明すること。</p>	<p>設計思想の違いは、運転方法の違いが主の理由です。 pH異常ILは、廃棄施設(廃液処理設備)へのウラン移行を防止することを目的とし設置しているILですが、臨界防止に対する考慮もしています。ウラン回収設備(第2系列)は、自動操作を想定した工程設備です。pH計を設置する、ろ液受槽、仕上げる過器までが臨界形状管理されており、その後の清澄液受槽は形状管理をしていません。よって、臨界形状管理されていない、設備へのウランの流出を速やかに停止することを目的として、pH計を設置した貯槽下流のポンプを停止することで、非臨界形状設備へのウラン流出を停止するという思想です。 一方、ウラン回収(第1系列)については、運転員の手動操作を組み合わせて運転する工程設備です。pH調整槽で、ウラン濃度・液量を測定して、ウラン量を確定させたのち、ろ過機でウランを回収し、廃液をろ液受槽(2)に流します。よって、ろ液受槽(2)で異常(ろ過機でウランが回収されない異常)を検知した場合には、上流側を止め、下流側にウランを流さないとする設計思想としています。 上記内容が申請書上で明確になるように、添付説明書の記載内容を工夫いたします。</p>
2620	<p>1120-閉込6 ・p3290,3291シリンダ貯蔵架台。シリンダを固定するチェーンが図に記載されているが、材料、寸法が記載されていない。当該チェーンには、シリンダの転倒防止等の安全機能は無いのか。(p3298大型粉末貯蔵容器架台では、チェーンの材料、寸法が記載されている。)</p>	<p>チェーンの材料、寸法を機器図及び材料表に記載し、仕様表の閉じ込めの機能に「[10.1-設5]UF6シリンダを貯蔵架台に保持する」設計を追加します。</p>
2621	<p>1120-臨界建1 ・P3711 図臨配-1 シリンダ洗浄棟と原料貯蔵所及び工場棟領域間の距離は、実測値か(確認)</p>	<p>制限値(設計確認値)に対して十分に余裕があることが明白なため、図面上の読み取り値を記載しております。また、設計確認値を併記し、その値に、「以上」を付けます。</p>
2622	<p>1120-臨界建2 ・P2171 図へ建-1-2 工事の主目的・影響評価の臨界欄・東側と西側の新設補強壁の臨界の欄が「-」となっている。係る安全機能を期待しないのか。P4494の表と不整合が生じている</p>	<p>P2171 図へ建-1-2の記載を修正いたします。</p>
2623	<p>1120-臨界建3 ・P4686 添付説明書-建1 領域間のユニットに対する相互干渉の評価を、第4次設工認から変更している。 ・工場棟領域と第3核燃料倉庫(2)領域のユニット相互干渉の評価を離隔距離から臨界隔離壁に変更(P4694) ・工場棟領域について、第4次申請で評価済みの代表ユニットを変更(P4694) 上記について、「7. まとめ」の なお書きで評価結果が記載されているが、第1次～第5次申請までに認可を受けた建物・構築物、設備・機器の位置、構造、材料・寸法、機能・性能等と不整合が生じていないこと、当該再評価が他の安全機能に与える影響(該当する場合)についても記載し説明すること。</p>	<p>既認可対象の評価条件は変えていないため、既認可の設計(建物・構築物、設備・機器の位置、構造、材料・寸法、機能・性能等)に変更はございません。ご認識の通り、6次申請で申請対象とした設備を受けて代表ユニットをより保守的に変更したものであり、設計に不整合は生じません。(離隔距離の評価であるため他の安全機能に影響は与えません。)なお、当該部分については、既認可の建物・構築物、設備・機器の設計に影響は無い旨を申請書に追記します。</p>
2624	<p>1120-全般建1 他の安全機能についても、先行申請で認可を受けた設計について再評価を行う場合、先行申請で認可を受けた設計と不整合が生じていないことを説明すること。</p>	<p>他の安全機能で、先行申請で認可を受けた設計について再評価を行った場合、先行申請で認可を受けた設計と不整合が生じておらず、その旨記載しているか確認します。外部火災、溢水評価と同様に、臨界の適合説明書について記載を適正化します。</p>
2625	<p>1120-閉込建1 ・(P4613)[10.1-建5]技術基準10条の7号(ロ)に対する安全機能として[10.1-建5]の記載があるが、「液体状の核燃料物質等を取扱う設備」は設置されているのか。その設備(溢水源)の溢水量はどの程度か。</p>	<p>液体状の核燃料物質等を取扱う設備はシリンダ洗浄棟には設置されております(第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所には設置されていません)。シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所には、技術基準10条の7号(ロ)に定められた「施設外に通ずる出入口」があり、溢水源となる工業用水等のタンク、及び配管があります。したがって、地震により溢水源となる工業用水等のタンク、及び配管が破損した場合、汚染の恐れがある第1種管理区域の溢水が、「施設外に通ずる出入口」から施設外に流出する恐れがあるため、堰を設けております。これらの建物に設置する設備は、7次申請で設工認を申請します。7次申請で溢水源となりうる設備を申請する際には、溢水量が本申請で溢水評価を行った溢水量を下回ることを確認のうえ申請いたします。本申請及び7次申請の設備の溢水量に基づいて算出した溢水水位は添付説明書-建8(P4887)に記載しております。 設備堰については、次回に申請いたします。次回の適合説明書への記載は以下のとおりを考えています。 [10.1-設28]漏えい拡大防止用の堰を設置する。 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備が損傷した時の溢水の拡大を防止するために、これらの設備の周辺部に堰を設ける。堰の耐震重要度分類は、当該の設備と同一、又は上位とする。</p>